原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十四条第三項	十三万五千四百円	十三万六千四百八十円（十三万六千四百四十円（この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下同じ。）に、当該年度の前々年の四月一日の属する年の物価指数（総務省において作成する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数をいう。以下同じ。）に対する当該年度の物価指数の比率を基準として政令で定める額を乗じて得た額を当該年度の四月一日の属する年の前年の物価指数（総務省において作成する当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数をいう。以下同じ。）に対する当該年度の物価指数の比率を基準として政令で定める額を乗じて得た額を四捨五入して十円未満の端数を処理した額とする。以下同じ。）に物価変動率（当該年度の前年の物価指数（総務省において作成する当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数をいう。以下同じ。）に対する当該年度の物価指数の比率を基準として政令で定める額が一を超えるときは、当該比率に当該政令で定める額を乗じて得た額とする。以下同じ。）及び〇・九九三を乗じて得た額が十三万六千四百八十円を下回る場合においては、平成二十五年十月（当該年度が平成二十六年四月）以降、当該政令で定める額）
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十五条第三項	五万円	五万四百円（五万四百円（この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下同じ。）に物価変動率及び〇・九九三を乗じて得た額を基準として政令で定める額が五万四百円を下回る場合においては、平成二十六年四月（当該年度が平成二十六年度である場合にあっては、平成二十六年十月（当該年度が平成二十六年四月）以降、当該政令で定める額）
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十六条第三項	四万六千六百円	四万六千九百七十円（四万六千九百七十円（この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下同じ。）に物価変動率及び〇・九九三を乗じて得た額を基準として政令で定める額が四万六千九百七十円を下回る場合においては、平成二十五年十月（当該年度が平成二十六年四月）以降、当該政令で定める額）
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十七条第四項	三万三千三百円	三万三千五百七十円（三万三千五百七十円（この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下この項において同じ。）に物価変動率及び〇・九九三を乗じて得た額を基準として政令で定める額が三万三千五百七十円を下回る場合においては、平成二十六年度である場合にあっては、平成二十六年四月）以降、当該政令で定める額）
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十八条第三項	一万六千七百円	一万六千八百三十円（一万六千八百三十円（この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下同じ。）に物価変動率及び〇・九九三を乗じて得た額を基準として政令で定める額が一万六千八百三十円を下回る場合においては、平成二十五年十月（当該年度が平成二十六年四月）以降、当該政令で定める額）
	三万三千三百円	三万三千五百七十円（三万三千五百七十円（この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下同じ。）に物価変動率及び〇・九九三を乗じて得た額を基準として政令で定める額を下回る場合においては、平成二十六年四月）以降、当該政令で定める額）

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日又は財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第七条及び第八条の規定　公布の日

二　第一条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第七条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第十三条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第十四条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第十五条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第十六条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第十七条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第十八条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第十九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第二十条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第二十一条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第二十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第二十三条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第二十四条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第二十五条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第二十六条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第二十七条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第二十八条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第二十九条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第三十一条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第三十二条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同法附則第三十三条に見出しを付する改正規定、同法附則第三十四条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定、第三条中国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第四条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第五条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第五十四条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定、第二条の規定、第三条中国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第四条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第五条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第七条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第二十五条第一項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定、第五条中地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の改正規定、同法附則第四条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第五条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第七条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同法附則第十七条第二項の改正規定並びに第六条の規定並びに次条から附則第六条までの規定　平成二十五年十月一日

（国民年金法等による年金たる給付等に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第七条の二、第八条の二、第二十七条の二、第二十八条の二、第二十九条の二、第五十二条の二、第五十三条の二及び第五十四条の二の規定は、平成二十五年十月以後の月分として支給される国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による年金たる給付（付加年金を除く。）、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この条及び附則第六条において「昭和六十年改正法」という。）附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金たる保険給付、昭和六十年改正法附則第七十八条第一項及び第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（以下この条及び次条において「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第一項及び第二項に規定する年金である給付、平成十三年統合法附則第四十五条第一項に規定する特例障害農林年金並びに平成十三年統合法附則第四十六条第一項に規定する特例遺族農林年金（以下この条において「国民年金法等による年金たる給付等」という。）について適用し、同月前の月分として支給される国民年金法等による年金たる給付等については、なお従前の例による。

（特例退職共済年金等に関する経過措置）

第三条　平成二十五年十月前の月分の平成十三年統合法附則第三十一条から第四十四条までにおいて規定する特例退職共済年金、特例障害共済年金、特例遺族共済年金、特例退職年金、特例減額退職年金、特例障害年金、特例遺族年金及び特例老齢農林年金の額の算定については、なお従前の例による。

（国家公務員共済組合法等による年金である給付等に関する経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第四条の二、第五条の二及び第二十五条の二の規定は、平成二十五年十月以後の月分として支給される国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による年金である給付、国家公務員等共済組